



# 町会ニュース 役員改選特集号



## 令和7年度の役員改選について

令和6年度通常総会で可決・承認されましたように、令和7年度の役員改選から役員立候補者がいないとき、或は定数に満たないとき、役員の出選方法が少し変更になります。この役員候補者選出にあたり、班のグループ分けが令和6年度第5回役員会で決定されましたので、手順と合せてご案内します。

- 1 令和6年度第6回役員会で、役員選考委員会を立ち上げ、役員選考委員会は、役員立候補者を募集します。
- 2 役員立候補者がいないときあるいは定数に満たないときは、各班で互選又は抽選で、役員候補予定者を選出します。(役員立候補者がいる班は除く)
- 3 各班の役員候補予定者は、役員会で決定された下記4のグループ毎に集まり、各グループで互選あるいは抽選で役員候補者を決定し、夫々の担当役割を決めたのち、役員選考委員会に報告します。(各グループで決定する役員候補者数は2名ですが、既に役員立候補者がいる場合は、その員数は控除します)
- 4 各グループの構成は以下の通りです。  
 グループA 1, 2, 3, 4, 27班、 グループB 5, 6, 7, 9班  
 グループC 8, 10, 11, 12班、 グループD 13, 14, 15, 16班  
 グループE 17, 18, 19, 21班 グループF 20, 25, 29, 30班  
 グループG 22, 23, 24, 26, 28班



- 5 監事は、会長から就任要請を行います。
- 6 役員候補予定者選出に関する考慮事項は以下の通りです。

町会員の皆さんは、仕事、ボランティア、趣味などでご多忙と思いますが、皆さん条件は同じですので、これらを理由にして役員候補予定者を忌避することは認められません。

但し、要支援1、2あるいは要介護1～5に認定されている方とその支援者・介護者は選考対象から除外します。

## 役員に関する町会規約（抜粋）

### 第3章 役員

（役員の種別等）

第11条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 1名
- (4) その他の役員 10名程度
- (5) 監事 2名

2 上記の役員の活動費及び退任手当は細則で定める。

（役員を選任）

第12条 役員は、役員会の決定により設置した役員選考委員会が、会員の中から候補者を募り、総会に諮り、選任する。

2 副会長・会計・その他の役員及び監事に欠員が生じたときは、役員会で会員の中から選出し、次の総会で承認を得る。

3 監事と会長、副会長、会計及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

（役員の職務）

第13条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 会計は本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。

4 その他の役員は、防火、防犯、環境衛生、福祉厚生、児童育成、施設管理等を分担して担当する。

5 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
- (2) 会長、副会長、会計及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

（役員任期）

第14条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

